

平成24年12月18日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時2分 開議)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太郎
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳造
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸計
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝		
副	町	長	山	王竹夫		
教	育	長	穴	田實		
教	育	次	長	間嶋正剛		
総	務	課	長	兼富来支所長	寺尾隆之	
企	画	財	政	課	長	新田辰巳
情	報	推	進	課	長	飯田幸雄
税	務	課	長	土	田善博	

住 民 課 長	谷 場 可 一
子育て支援課長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	酢 谷 豊 一
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	安 田 朗
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	堤 谷 一 博
学校 教育 課 長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	坂 本 英 人
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 諸般の報告
- 日 程 第 2 町長提出 報告第14号及び議案第76号ないし第96号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 3 委員会提出 発委第3号及び第4号 並びに議員提出 発議第5号
ないし第8号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 4 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

(開 議)

櫻井 俊一議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

櫻井 俊一議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 報告第14号及び議案第76号ないし第96号（委員長報告、質疑、討論、採決）

櫻井 俊一議長 次に、町長提出 報告第14号及び第76号ないし第96号を、一括して議題といたします。

以上の各件の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 南 政夫 君。

南 政夫総務常任委員長 はい、議長。

総務常任委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託されました、報告1件及び議案5件について、去る12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、報告第14号 専決処分の承認について（平成24年度一般会計補正予算（第3号））は、12月16日に執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかる選挙執行経費の予算計上について、議会を開く暇がないことから、地方自治法の規定に基づき、専決処分により所要額を補正したものの説明があり、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、新たに導入する開票システムの内容や開票作業の迅速化に関する質問があり、担当課長から説明を受けております。

続いて、議案第76号「平成24年度志賀町一般会計補正予算（第4号）」については、歳入では、個人町民税や法人町民税の増収見込みと普通財産の売払い実績による財産収入の増額等を主なものとし、歳出では、総務費で、将来的な行政情報化の整備推進に要する財源として、行政情報化整備推進基金の積み立てや志賀町農業委員会委員選挙費の精算に伴う減額等を主

なものとする補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、歳入において、介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費補助金、児童福祉費負担金及び松くい虫奨励防除事業費補助金にかかる内容等の質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案８８号「志賀町課制条例の一部を改正する条例について」は、行政組織のスリム化を図り、業務の連携強化と住民の利便性に配慮した機能的な組織の構築を目的とした組織改編を行うにあたり、本条例及び関係条例について、所要の改正を行うものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案８９号「志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に準拠し、５０歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、５５歳を超える職員について、勤務成績に応じて昇給の抑制又は停止とするための改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案９０号「志賀町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の一部改正に伴い、地方税法の規定中に行政手続法の適用除外を見直す改正が行われたため、関連する町税条例においても、同様の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第９４号「志賀町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について」は、現行条例の規定中、開発地区の指定の日から４０年の経過の日をもって課税の特例が廃止されることとされ、当該期間が経過していることから、同条例を廃止するとの説明により、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 教育民生常任委員長 堂下 健一 君。

堂下健一教育常任委員長 はい、議長。

教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました、議案7件について、13日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

まず、議案第76号「一般会計補正予算（第4号）について」は、民生費で、本町に設置される認知症高齢者グループホームへの整備補助金等の追加や民間保育所入所児童の増に伴う運営費の増額、衛生費では、広域圏事務組合の施設維持管理経費の精算見込みによる負担金の減額やグリーン・ニューディール基金で行う海岸漂着物回収処理委託料の追加、消防費では、広域圏事務組合の早期退職職員の退職手当に係る負担金の増額や堀松分団消防ポンプ自動車購入費の精算見込みによる減額、教育費では、統合小学校の設計業務委託料を平成25年度までの債務負担行為に補正したことに伴う減額や文化ホールの改修工事費の追加など、各事業費の補正についての説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、民間保育所運営費が増額となった詳細な理由、消防ホース格納庫を購入する際の補助の基準、グリーン・ニューディール基金で行う海岸漂着物の回収方法、本年度の青少年海外派遣事業の応募者数、統合小学校の建設検討委員会の今後の役割や日程等についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第77号「国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、歳入では、被保険者数及び所得割額の減少に伴う国民健康保険税の減額、交付決定による療養給付費及び前期高齢者交付金の増額等を主なものとし、歳出では、保険給付費及び後期高齢者支援金において、不足分が見込まれたことによる増額等を主なものとする補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、県が介護保険財政安定化基金を取り崩したものを、本町の介護保険特別会計の介護給付費準備基金積立金に積立するための増額補正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号「町立富来病院事業会計補正予算（第2号）について」は、病院施設の給湯管の漏水に伴う光熱水費と燃料費の増額を行うもの

との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「志賀町体育施設条例の一部を改正する条例について」は、富来必成館の廃止に伴う関係条文の一部改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第95号「石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について」及び議案第96号「石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の一部を変更する規約について」は、当該組合を組織する七尾鹿島広域圏事務組合が平成25年3月31日で解散し、新たに七尾市、中能登町が加入することに伴い規約の一部を変更との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、それぞれ、可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 産業建設常任委員長 越後 敏明 君。

越後 敏明産業建設常任委員長 はい、議長。

産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、議案11件について、14日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第76号「一般会計補正予算（第4号）」については、労働費ではいこいの村能登半島の施設雷害復旧工事、農林水産業費では集落営農の法人化支援や環境保全のソフト事業、ハードでは基盤整備事業や漁港整備事業、商工費では観光施設の改修や観光地魅力アップ事業、土木費では道路の修繕・改良工事、西山台土地購入補助金、公営住宅の管理経費の計上などが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からはいこいの村能登半島の落雷対策や共済基準額、ほ場整備事業の電柱移設工事の費用負担、環境保全型農業の面積制限、また西山台土地購入補助金の執行状況や観光地魅力アップ事業におけるクリフパークにかかる質問などがなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けましたので、併せて申し添え致します。

次に、議案第78号ないし80号については、特別会計の補正予算であります。

議案第78号「農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、処理場管理費の増額が主なものであり、議案第79号「公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」では、公共下水道整備事業の確定に伴う減額、地方債の補正の減額等が主なものであり、議案第80号「地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）」では、処理施設管理費で職員の手当に係る職員給与費の増額及び浄化槽市町村整備推進事業管理費で委託料の精算見込による減額を主とするものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは一般会計繰入金の基準にかかる質問などがなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けましたので、併せて申し添え致します。

議案第82号「水道事業会計補正予算（第1号）」については、下水道事業に伴う配水管等支障移転事業の減額や職員の人件費、手当等の増額による収益的収支、資本的収支について増減を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

議案第84号「志賀町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」、議案第85号「志賀町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例」、議案第86号「志賀町公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理等の基準に関する条例」、議案第87号「志賀町水道技術管理者の資格基準等に関する条例」については、地域主権一括法にかかるもので、それぞれの条例の内容等について説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは地域主権一括法にかかる条例の整備状況等について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けましたので、併せて申し添え致します。

議案第92号「志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例」、議案第93号「志賀町都市公園条例の一部を改正する条例」については、これらも地域主権一括法にかかる条例の改正を主とするものであり、町営住宅の入居

者の資格、都市公園の配置・規模、公園施設の設置基準等を改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

また、今定例会の付託案件ではありませんが、第2回志賀町祭大漁起舟祭及び県単土地改良事業「里山保全基盤整備事業」について、担当課長等より説明がありましたので、ご報告をいたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、以上の各件に対する討論に入ります。

原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより、採決します。

まず、町長提出 報告第14号「専決処分の承認について（平成24年度志賀町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、議案第76号「平成24年度志賀町一般会計補正予算（第4号）について」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第77号「平成24年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ないし第83号「平成24年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号）について」を一括して、採決します。お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第84号「志賀町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について」ないし87号「志賀町水道技術管理者の資格基準等に関する条例について」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第 88 号「志賀町課制条例の一部を改正する条例について」ないし第 94 号「志賀町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について」を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第 95 号「石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の一部変更について」及び第 96 号「石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の一部変更について」を、一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

(日程第 3 委員会提出 発委第 3 号及び第 4 号並びに議員提出

発議第 5 号ないし第 8 号 趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

櫻井 俊一議長 次に、本日、議会運営委員長から提出のありました、発委第 3 号

「志賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」及び第 4 号「志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、並びに、久木拓栄君ほか 2 名から提出のありました発議第 5 号「石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書について」、下池外巳造君ほか 2 名から提出のありました発議第 6 号「防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を求める意見書について」、南正紀君ほか 2 名から提出のありました発議第 7 号「北陸新幹線のフル規格による早期完成に関する意見書について」、及び福田晃悦君ほか 2 名から提出のありました発議第 8 号「北朝鮮による日

本人拉致問題の早期解決を求める意見書について」を、一括して議題といたします。

以上の各案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 久木拓栄 君。

久木 拓栄議会運営委員長 このたび、提出をしました発委第3号「志賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」及び、同第4号「志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を、説明させていただきます。

これらの改正趣旨につきましては、このたび施行されました地方自治法の一部改正にともなうものであります。

まず、会議規則の改正につきましては、法改正にともなう法律の引用条項の変更と、これまで委員会でしか公聴会の開催及び参考人招致が認められていなかったものが、本会議においても可能となったため、会議規則中にその規定を加えるものであります。

続いて、委員会条例の改正につきましては、委員会の運営に関し、これまで法律で定めていた委員の選任方法や在任期間等が、町委員会条例で定めることになったための改正であり、また併せて、先ほど可決された「志賀町課制条例の改正」にともない、常任委員会の所管課について課の名称等の改正も行うものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

櫻井 俊一議長 15番 久木 拓栄君。

久木 拓栄議員 はい。議長。

このたび提出をいたしました、発議第5号「石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書」について、説明させていただきます。

我々、地域住民の生命にかかる救急医療において、南北に長い地勢である石川県の状況は非常に深刻で、特に能登地域ではその深刻度は増すばかりであります。平成19年には、「ドクターヘリを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が制定をされましたが、全国的にドクターヘリが整備される中で、北陸三県のみが空白地域の状況であるわけです。

については、石川県においてドクターヘリの早期導入を求める意見書を、

当町議会から県知事に提出し、一日も早い配備を求めるものであります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

櫻井 俊一議長 7番 下池 外巳造君。

下池 外巳造議員 はい。議長。

このたび提出しました、発議第6号「防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を求める意見書」について、説明させていただきます。

現在、わが国では、高度経済成長期に建築された道路や橋梁、上下水道などの社会資本の老朽化が進んでおり、国土交通省によれば、建築後50年以上の橋梁が2026年には47パーセントと約半数にも上るとのことで、経年劣化による危険を指摘しています。

先日の中央道トンネルの崩落は、正にこの経年劣化による痛ましい事故で、再発は絶対に防がなければなりません。今後、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題です。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができると同時に、社会全体に需要を生み出すこともできます。

については、国に対し、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を求めるものであります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

櫻井 俊一議長 3番 南 正紀君。

南 正紀議員 はい。議長。

提出しました、発議第7号「北陸新幹線のフル規格による早期完成に関する意見書」について、説明させていただきます。

北陸新幹線は、現在、平成26年度末の金沢開業を目指し建設が進められているところではありますが、先般の国土交通省の整備新幹線小委員会において、敦賀から大阪までの区間については、在来線を利用するフリー

ゲージトレインとする方向性が示されました。

しかし、北陸新幹線は当初からフル規格の整備が共通認識であり、今回のフリーゲージトレインは正に「寝耳に水」で、このまま定着するとフル規格での整備が不透明になる懸念があります。

よって、国に対し、大阪までの区間はフル規格による全線開通を強く要望するものであります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 1番 福田 晃悦君。

福田 晃悦議員 はい。議長。

このたび提出しました、発議第8号「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」について、説明させていただきます。

北朝鮮には、いまだ17人の拉致被害者が救いのない状態で暮らしています。平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいますが、いまだ具体的成果を上げることができていません。このたび金正恩政権への移行を好機として、強い圧力により交渉を進める必要があると考えます。拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許し難い人権侵害であることは言うまでもありません。

よって、国に対して、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望するものであります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、各案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

櫻井 俊一議長 お諮りします。

以上の各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

櫻井 俊一議長 これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、各案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、各案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより採決します。

各案の採決は、起立によって行います。

まず、委員会提出 発委第3号「志賀町議会会議規則の一部を改正する規則について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

続いて、発委第4号「志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

続いて、議員提出 発議第5号「石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

続いて、発議第6号「防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を求める意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

続いて、発議第7号「北陸新幹線のフル規格による早期完成に関する意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

続いて、発議第8号「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第4 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

櫻井 俊一議長 次に、各委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

櫻井 俊一議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべて終了しました。
平成24年第4回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。
これにて、散会します。

(午後2時42分 閉会)

議 長 報 告

1. 議長報告第37号

閉会中の継続審査について

- ① 議会運営委員会委員長
- ② 総務常任委員会委員長
- ③ 教育民生常任委員会委員長
- ④ 産業建設常任委員会委員長
- ⑤ 議会運営委員会委員長
- ⑥ 原子力発電所対策特別委員会委員長
- ⑦ 議会広報特別委員会委員長

2. 議長報告第38号

委員会審査報告について

- ① 総務常任委員会委員長
- ② 教育民生常任委員会委員長
- ③ 産業建設常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 櫻井 俊一

志賀町議会議員 寺井 強

志賀町議会議員 堂下 健一